

調査計画全文

1 調査の名称（☐特定一般統計調査 ☒その他の一般統計調査）

容器包装利用・製造等実態調査

2 調査の目的

容器包装の利用・製造等の実態を把握し、再商品化義務量策定のための数値等を算出するための基礎データを得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（2）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☒事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。いわゆる「容器包装リサイクル法」）に基づき再商品化の実施を義務付けられた種類（ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装）について、再商品化義務が課せられている産業（日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「製造業」及び「卸売業、小売業」並びに中分類「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業」）に属する企業又は事業体（以下「事業体」という。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約37,000社〔経済産業省所管：約19,000 農林水産省所管：約18,000〕

（母集団の大きさ：約2,700,000件）

（2）報告者の選定方法（☐全数 ☒無作為抽出（☒全数階層あり） ☒有意抽出）

選定に当たっての母集団名簿は、事業所母集団データベース、農林業センサス及び漁業センサスを用いる。報告者となる事業体の選定については、業種別・資本金又は販売額の規模別に大規模、中規模、小規模に区分した上で、以下のように行う（詳細は別添1の「標本設計に関する資料」を参照）。

- ① 容器包装の種類別用途別の利用・製造等において、その回答が欠けていた場合に拡大推計の精度・結果が低下すると考えられる業種・規模区分に属する事業体については、全数を報告者と

する。

- ② 前年度の調査において、容器包装の種類別用途別の利用・製造等が特に大規模（利用量上位20社及び製造量上位10社）であって、その回答が欠けていた場合に拡大推計の精度・結果が低下すると考えられる事業体を「大手事業者」として抽出する。
- ③ 業種別・規模別の必要数から①及び②で選定した事業体を差し引いた数を母集団名簿から無作為抽出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は別添２の調査票を参照）

〔集計しない事項の有無〕 無☐ 有☒

- ・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

ア 「容器包装利用・製造等実態調査票」（容器包装の利用・製造等を行っている事業者が回答）

- ① 容器包装利用・製造等の有無
- ② 企業名等
- ③ 法人番号
- ④ 従業員数
- ⑤ 総販売額
- ⑥ 業務の内容とその販売額
- ⑦ 容器包装の利用又は製造等の形態
- ⑧ 容器包装の利用の量及び販売額（利用事業者・製造等事業者別（業種、容器包装の種類、容器包装利用商品販売額、輸出品利用量、国内利用量、自主回収認定容器利用量、容器包装利用量、自主回収認定容器分を除く容器包装回収量、うち業務用出荷容器包装量））
- ⑨ 容器の製造等の量及び販売額（出荷対象業種、容器の販売額、国内出荷量、回収容器量、うち業務用出荷容器量）

イ 「簡易回答票」（容器包装の利用・製造等を行っていない事業者が回答）

- ① 企業名等
- ② 法人番号
- ③ 従業員数
- ④ 総販売額
- ⑤ 業務の内容とその販売額

（２）基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の1年間（4～3月）

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

- ・配布：経済産業省、農林水産省－民間事業者－報告者
- ・収集：（郵送）報告者－経済産業省、農林水産省
（オンライン）報告者－経済産業省
（FAX）報告者－民間事業者

民間事業者は、調査票の発送、疑義照会、督促を行う。

（2）調査方法

- 郵送調査 ■オンライン調査（☐政府統計共同利用システム ☐独自のシステム ■電子メール）
☐調査員調査 ■その他（FAX）

〔調査方法の概要〕

- ① 経済産業省及び農林水産省から調査事務を受託した民間事業者から調査票を郵送する。その際、郵送又はオンラインで回答ができる旨を教示するとともに、その際のID番号も伝える。簡易回答票については、FAXでの回答も可能である旨を記載する。
- ②－1 報告者は、郵送で回答する場合には、返信用封筒に記入済み調査票を同封して、経済産業省又は農林水産省に提出する。
- ②－2 報告者は、オンラインで回答する場合には、電子申請（e-Gov電子政府の総合窓口）により、調査票の記入及び提出を行う。
- ②－3 報告者は、簡易回答票をFAXで回答する場合には、簡易回答票を民間事業者にてFAXで提出する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

- ☐1回限り ☐毎月 ☐四半期 ■1年 ☐2年 ☐3年 ☐5年 ☐不定期 ☐その他（ ）
（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5～6月

8 集計事項

別添3の集計事項一覧を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)

(2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)

調査結果をインターネット (e-Stat並びに経済産業省及び農林水産省のホームページ) により公表

(3) 公表の期日

調査実施年の9月中目途

10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 ■その他 (日本標準産業分類の「飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」を外食産業と表記。また、農林業センサスの法人でない経営体を農家・林家と、法人である経営体を農事組合法人とそれぞれ表記するほか、漁業センサスの経営体を漁家と表記)
□使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：1年保存
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課長

農林水産省大臣官房統計部長

	—								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

郵送されてきた調査票に記入されている
番号(1桁+6桁)をご記入下さい。容器包装の利用・製造等を行っていない事業者用
簡易回答票

◎営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、本用紙に

農林水産省・経済産業省

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

【FAX送信先】

容器包装利用・製造等実態調査事務局行
FAX番号 0000-000-000

貴社名：											
法人番号※：											※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください。
部署名：											
住所※：	〒			—							※調査票の受付先と異なる場合、必ずご記入ください。
電話※：				—							※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください。
メールアドレス：											

※住所欄につきましては、本調査の受付先と住所が異なる場合のみご記入いただければ結構です。

●以下の設問(1.、2.)の両方について、該当するものに○をしてください。

1. 令和 年3月末時点 での従業員 ※『記入上の注意』P1参照	☐ a. 5人以下 ☐ b. 6人以上 20人以下 ☐ c. 21人以上	} a.~c.の該当するもの 1つを選択してください。
2. 令和 年度 総販売額 ※『記入上の注意』P1参照	☐ A. 7千万円以下 ☐ I. 7千万円超 2億4千万円以下 ☐ U. 2億4千万円超	

●貴社(あなた)の業務の内容とその販売額

貴社(あなた)の営む業務ごとに、令和 年度(事業年度)の販売額を記入してください。

販売額(単位:百万円)									
I. 農林業としての販売額			兆				億		百万 円
II. 漁業としての販売額			兆				億		百万 円
III. 製造業としての販売額			兆				億		百万 円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆				億		百万 円
V. 飲食店としての販売額			兆				億		百万 円
VI. その他の業(建設業、サービス業等) としての販売額			兆				億		百万 円

※ 詳細は『記入上の注意』P2「1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について」をご参照ください。

ご協力ありがとうございました。

<簡易回答票に関するお問い合わせ先>

容器包装利用・製造等実態調査事務局 お問い合わせセンター

電話: 0000-000-000

(土、日、祝日を除く、AM9:00~PM6:00)



令和 年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

Sample

郵送されてきた調査票に記入されている
番号（1桁＋6桁）をご記入下さい。

政府統計

③ 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様に協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離した形となり、各事業者の再商品化義務量も実態と異なる形になってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所（工場等）ごとではなく企業単位でご回答ください（農業事業体等は業体単位でご回答ください）。
3. 数値記入の質問は、すべて令和3年度の実績（出ない場合は直近年度の実績）を記入してください。
4. 本調査へは、（公財）日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください（詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください）。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル（食料品（乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等）用、清涼飲料用、酒類用）
- c) 紙製容器包装（主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック（アルミの利用されていないもの）は除きます）
- d) プラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます）

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

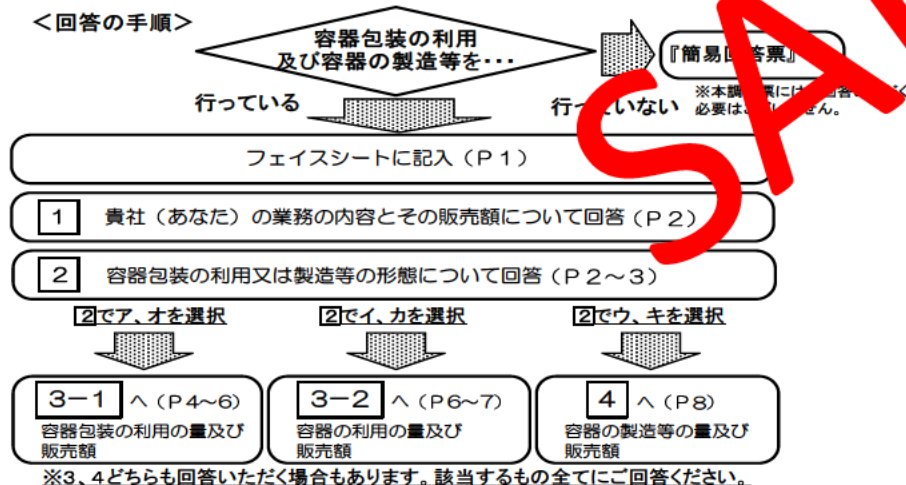
○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

（利用）①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で

（製造等）①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P2の2（2）～（3）（委託についてはP8）をご参照ください。

<回答の手順>



○別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社（あなた）の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

☐ 行っている

☐ 行っていない

本票にご回答
ください

簡易回答票に
ご回答ください。
（本票への回答は不要です）

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

会社名			
法人番号	※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください。		
部署名			
住所	〒	—	※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください
電話	※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください		
メールアドレス			

1. 令和 年3月末時点
での従業員数

- ☐ a. 5人以下
☐ b. 6人以上 20人以下
☐ c. 21人以上

a.～c.の該当する
もの1つを選択して

※『記入上の注意』P1参照

2. 令和 年度
総販売額

- ☐ 1. 7千万円以下
☐ 2. 7千万円超 2億4千万円以下
☐ 3. 2億4千万円超

1.～3.の該当する
もの1つを選択して
ください。

※『記入上の注意』P1参照

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号を選択し、業務ごとに令和 年（事業年度）の販売額**を記入して下さい。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入して下さい（**容器包装に関連する販売額のみではありません**）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和 年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額			兆					億		百万円
II. 漁業としての販売額			兆					億		百万円
III. 製造業としての販売額			兆					億		百万円
IV. 卸・小売業としての販売額			兆					億		百万円
V. 飲食店としての販売額			兆					億		百万円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額			兆					億		百万円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄に記入してください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてを選択して下さい。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください）

◎次にその選択した記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照下さい。

（委託・受託の関係）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号を選択し、受委託関係がある場合は、選択肢（オ～ク）のうち該当する記号を選択して下さい。

注）受委託関係については、『記入上の注意』P8の「参考2 受託・委託関係にある場合の業務対象者について」をご参照下さい。

（複数の容器包装が付されている商品の扱い）

商品に複数の容器包装が付されている場合、各容器包装ごとに該当する容器包装利用・製造等の形態の記号を選択し、その指示に従って下さい。

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」(2)の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をして下さい。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてにチェックを付けて下さい。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてにチェックした上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数に該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の 関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	g ☐	h ☐	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a ☐		c ☐	d ☐	e ☐	f ☐			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a ☐		c ☐	d ☐	e ☐	f ☐			→ P8の 4 へ
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包 装材の製造・輸入のみを行っている】	a ☐		c ☐	d ☐	e ☐	f ☐			→ この先の質問に回答する 必要はございません。
委託・受託の 関係がある商品	商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。（充填委託） ※『記注』P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 （プライベートブランド等） ※『記注』P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	g ☐	h ☐	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐			→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である（容器利用事業者の委託の場合）又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ（容器利用事業者 以外の委託の場合）。 ※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐			→ P8の 4 へ
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐			→ この先の質問に回答する 必要はございません。

3 容器包装の利用の量及び販売額

◎「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」でア、イ、オ、カの欄でチェックした容器包装について、容器包装を利用している商品の業種ごとに本設問にお答え下さい。

(業種)

○あてはまる業種ごとに1つの回答欄を使ってお答えください。業種欄を1つだけ選び、業種が複数ある場合は次頁も使用し、業種の数だけ欄をご記入ください。

○業種は容器包装を付すのが商品の製造・輸入段階である場合、商品が食料品であれば「1. 食料品」、医薬品であれば「5. 医薬品」というように商品から見た業種を「1.食料品」～「6.化粧品等」及び「8.その他」から選択してください。一方、容器包装を付すのが小売段階である場合は、その商品の種類にかかわらず「7.小売業」を選択してください。

例：主たる業が卸売業や小売業で、びん入りワインを輸入している場合、そのびんの業種は「3. 酒類」になります。一方、そのワインの消費者への販売時にレジ袋を付した場合、その袋の業種は「7. 小売業」になります。そのどちらも行っている場合、「3. 酒類」と「7. 小売業」どちらも当てはまり、欄を2つ使って別々に回答することになります。



①：容器包装利用商品販売額

・容器包装を利用している商品の販売額（輸出分を含む）をご記入ください。
・金額は消費税を含めた金額、酒税、たばこ税を抜いた金額をご記入ください。（百万円未満四捨五入）。
・1つの商品に複数種類の容器包装を利用している場合、各容器包装ごとに商品販売額の全額をご記入ください。
（例：ふた・ラベルがプラスチック製のペットボトルの商品販売額が100万円の場合、dとfの①にそれぞれ1を記入してください）
・この調査により報告された記入内容は、本回答欄に限らず全欄において、統計法により秘密が保護されます。

②：輸出品利用量

・輸出品に利用している容器包装の量を指します。

③：国内利用量

・国内出荷商品に利用している容器包装の量を指します。

④：自主回収認定容器利用量

・利用事業者が自主的に回収している容器のうち、おおむね90%の回収率を達成しており、法第18条に基づき主務大臣による認定を受けた容器の利用量を指します（現時点で認定されているのは、一升びん、乳びん、ビールびん等です）。

⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量

・⑤：容器包装利用のうち最終的に業務用に出荷される商品に付す容器包装の量を指します。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器包装の量のうち、⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。
※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
・家庭から容器包装廃棄物として排出されることが見込まれる量の割合（⑤及び⑥及び⑦を差し引いた量が⑤の何%程度になるか）を指します。⑥及び⑦がわからない場合は、およその数値を記入して下さい。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です（百万円未満は四捨五入）。

◎2の回答欄（チェックシート）でア、オのいずれかの欄又は両方の欄にチェックをした場合はあてはまる業種ごとに1つの表を使ってお答えください。

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg) (※中身重量は含みません(他の欄も同様))	③：国内利用量(kg)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量(③-④)(kg) (※③-④の値が入ります。)	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) (※⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入して下さい)
3-1	○1.食料品	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg		kg		kg	%
	○2.清涼飲料	b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg		kg		kg	%
	○3.酒類	c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg		kg		kg	%
	○4.油脂加工	d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg				kg	%
	○5.医薬品	e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg		kg	%
	○6.化粧品等	f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg		kg	%
	○7.小売業	g. 紙製包装			kg				kg	%
	○8.その他 (1つだけ)	h. プラスチック製包装			kg				kg	%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)		⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)		⑧：家庭系 排出比率(%) ↓	
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%		
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%			
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg		kg	kg	kg	%			
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%			
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%			
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	%			
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	%			
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%		
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%			
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%			
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg		kg	kg	kg	%			
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%			
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%			
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	%			
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	%			
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%		
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%		
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%			
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg		kg	kg	kg	%			
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%			
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%			
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	%			
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	%			

回答欄	商品から見た業種 あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。	容器包装の種類	①：容器包装利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含みません（他の欄も同様）	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥、⑦がわからない場合は⑧ 欄に記入して下さい			
								⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%)	
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ]	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル （飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用）	百万円		kg		kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ]	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル （飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用）	百万円		kg		kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ]	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル （飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用）	百万円		kg		kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：⑦がわからない場合は⑧欄に記入して下さい ↓ ⑧：家庭系排出比率(%)	
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg		kg	kg	kg	kg	%

3-2 容器の利用の量及び販売額

※正しい値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です(百万円未満は四捨五入)。

◎2の回答欄(チェックシート)でイ、力のいずれかの欄又は両方の欄にチェックを付けた方は、あてはまる業種ごとに1つの表を使ってお答えください。

◎表3-1冒頭の説明をよく読んでお答え下さい。

※輸入した商品の業種区分は、商品そのものの業種(ワイン輸入→酒類製造業→3にチェック)です。ここでは卸売業という業種はありません。

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。)	容器の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：⑦がわからない場合は⑧欄に記入して下さい ↓ ⑧：家庭系排出比率(%)	
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。)	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：⑦がわからない場合は ⑧欄に記入して下さい ↓ ⑧：家庭系 排出比率(%)	
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ チェック]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ チェック]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ チェック]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 [1つだけ チェック]	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%	

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックして下さい。)	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)		⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)		⑧：⑦がわからない場合は ⑧欄に記入して下さい ↓ ⑧：家庭系 排出比率(%)		
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg			kg		kg		%	
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg				kg		kg		%	
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg			kg		kg		kg	%	
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg			kg		kg		kg	%	
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg				kg		kg		%	
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg		kg		kg		kg		kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg		kg		kg		kg		kg	%
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg		kg		kg		kg	%	
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg				kg		kg		%	
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg		kg		kg		kg		kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg		kg		kg		kg		kg	%

4 容器の製造等の量及び販売額

- ◎「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」でウ、キの欄にチェックを付けた方は、本設問にお答え下さい。
- ◎商品を自ら製造又は輸入した容器に入れて販売(出荷)している場合や、容器に入った商品を輸入して販売(出荷)している場合(2でイ、カの欄にチェックを付けた場合)には、3－2の方にご回答いただいておりますので、その容器について、下表に記入していただく必要はありません。
- (業種)
○容器の出荷対象業種(最終商品を容器に入れる業種)について あてはまる業種ごとに1つの欄を使ってお答えください。

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です。(百万円未満は四捨五入)

①：容器の販売額	・ 輸出分も含めます(百万円未満四捨五入)。消費税を含めた額を記入して下さい。
③：回収容器量	・ ②：国内出荷量のうち自ら又は他者に委託して回収している場合には、回収した容器の量を記入して下さい。なお、他者に委託することなく、その他者が再商品化した原料を購入している場合は含めないで下さい。
④：②－③のうち業務用出荷容器量	・ ②：国内出荷量のうち最終的に業務用に出荷される商品に利用される容器の量が判明している場合にのみ記入して下さい。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器の量のうち、③：回収容器量に該当する分がある場合は、その分(業務用容器包装回収量)を差し引いた量を記入して下さい。なお、④：②－③のうち業務用出荷容器量を把握していない場合には、記入する必要はありません。

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけチェック]	容器の種類	単 位	a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a, b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、 しょうゆ加工品等、 酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円		百万円		百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg
		④：②－③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg		kg		kg	kg	kg

集計事項

【業種別】

1. 特定容器・特定包装を利用する事業者の排出見込量の比率及び特定容器を製造等する事業者の排出見込量の比率
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装
2. 容器利用商品販売額・容器販売額
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装
3. 容器包装利用量（容器利用事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装
4. 自ら回収する容器包装量（容器利用事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装
5. 容器製造等量（容器製造等事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装
6. 自ら回収する容器量（容器製造等事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装
7. 容器包装廃棄物排出見込量
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

「容器包装利用・製造等実態調査」の必要性について

令和4年3月14日

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

1. 調査の目的・必要性

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、特定事業者(特定容器利用事業者、特定容器製造事業者、特定包装利用事業者)は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務づけられている。具体的には、容器包装リサイクル法第11条～第13条までの規定に基づき、特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等を主務大臣が定めることとされている。そのため、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するための手法を提示する必要がある。

当該調査は、この量、比率等を定めるために製品・容器包装の流通経路、容器包装の種類に応じた利用量、製造量、販売額等のデータを収集することを目的としている。

なお、量、比率等は、毎年秋の産業構造審議会において、関係者の意見聴取等を経て、所要の規定改正及び官報告示を行うこととなる。